


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立保育園設置条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 主な改正点 狭山保育園の段階的廃園を進めるにあたり、令和4年4月から0歳児の受け入れをしないため、本規則に規定されている定員について、改正するものである。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 狭山保育園の段階的な廃園について、円滑に進めることができる。 また、段階的廃園を進めるなか、保育士が不足することなく、安心安全な保育サービスの提供が可能となる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。 なお、狭山保育園の段階的廃園に関しては、令和3年8月30日市長決裁により、市として意思決定しており、狭山保育園における今後の受け入れについては、令和3年9月21日改定の東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドラインにて、保護者等に示している。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>令和5年度以降、毎年4月1日に最小年齢児の定員を削除する改正を行う予定である。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。